令和5年

第4回

石川町議会定例会提出議案書

令和5年 6月 1日提出

第4回石川町議会定例会提出議案

報告第 1号	令和4年度石川町一般会計繰越明許費繰越計算書について ・・	1
報告第 2号	令和4年度石川町一般会計事故繰越し繰越計算書について・・	3
議案第36号	石川町税条例の一部を改正する条例 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
議案第37号	平成23年3月11日東北地方太平洋沖地震による 被災者に対する町民税、固定資産税及び国民健康保険税の 減免に関する条例の一部を改正する条例 ・・・・・・・・・ 3	1
議案第38号	石川町税特別措置条例の一部を改正する条例 ・・・・・・・・・ 3	3
議案第39号	石川町重度心身障害者医療費の給付に関する条例の 一部を改正する条例 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3	5
議案第40号	令和5年度石川町一般会計補正予算(第3号)3	8

報告第 1号

令和4年度石川町一般会計繰越明許費繰越計算書について

令和4年度石川町一般会計予算の繰越明許費は、次のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第146条第2項の規定により報告する。

令和5年 6月 1日提出

石川町長 塩 田 金 次 郎

令和4年度石川町一般会計繰越明許費繰越計算書

						±	この財源内訳		
款			翌年度	既収入	ı	未収入特定財源			
1470		7.74	·	繰越額	特定財源	国県 支出金	地方債	その他	一般財源
2 総務費	1 総務管	旧母畑小学校体育館屋根修	16, 500, 000	16, 500, 000	P	H	円	円	16, 500, 000
2 総務費	理費 3 戸籍住	繕工事 戸籍情報シス テム改修業務							
,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	民基本台帳費	委託	4, 685, 000	4, 685, 000		4, 421, 000			264, 000
3 民生費	2 児童福 祉費	第一保育所エ アコン入替工 事	2,000,000	2,000,000					2,000,000
3 民生費	2 児童福 祉費	保育施設整備 事業	257, 000, 000	162, 381, 000			156, 500, 000		5, 881, 000
6 農林水 産業費	1 農業費	国営造成施設 維持管理適正 化事業負担金	3, 419, 000	3, 419, 000			3, 000, 000		419, 000
6 農林水 産業費	2 林業費	ふくしま森林 再生事業	26, 778, 000	25, 297, 000		21, 791, 000			3, 506, 000

						Ź	この財源内訳		
款	項	事 業タ	事業名	事業名	金額	翌年度	既収入	未	
<i>1</i> .500		7/01		繰越額	特定財源	国県 支出金	地方債	その他	一般財源
			円	円	H	円	Ħ	H	Ħ
6 農林水 産業費	2 林業費	広葉樹林再生 事業	1, 369, 000	1, 369, 000		1, 359, 000			10,000
7 商工費	1 商工費	温泉利用割引 事業委託料	3, 000, 000	744, 000		744, 000			
8 土木費	2 道路橋 梁費	道路改良舗装 工事	22, 100, 000	22, 100, 000		7, 552, 000	14, 500, 000		48, 000
9 消防費	1 消防費	旧母畑小学校 進入路拡幅工 事	34, 918, 000	34, 918, 000		16, 167, 000			18, 751, 000
10 教育費	4 社会教 育費	歷史民俗資料 館整備事業	266, 511, 000	256, 711, 000		130, 000, 000	97, 300, 000		29, 411, 000

報告第 2号

令和4年度石川町一般会計事故繰越し繰越計算書について

令和4年度石川町一般会計予算の事故繰越しは、次のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第150条第3項の規定により報告する。

令和5年 6月 1日提出

石川町長 塩 田 金 次 郎

令和4年度石川町一般会計事故繰越し繰越計算書

				左の	内訳	士山五			左の財	源内訳		
款	項	事業名	支出負担 行為額	支出済額	支 出	支出負 担行為	翌年度 繰越額	既収入	未収入特	定財源	一般	説明
		名			未済額	予定額		特定財源	国県支出金	地方債	財 源	
8 土木費	路橋	件	1, 094, 000	Ħ	1, 094, 000	円	1, 094, 000	田	円	円	1, 094, 000	電柱の移転気の確定に不測の時間を要したため
8 土木費	住宅	町営住宅車庫整備事業	1, 169, 000		1, 169, 000		1, 169, 000				1, 169, 000	樹木伐採にま いて、電力を 社との調整に 不測の時間を 要したため

				左の	内訳	士山岳			左の財	源内訳		
款	項	事業名	支出負担 行為額	支出済額	支 出	支出負担行為	翌年度 繰越額	既収入	未収入特		一般	説明
		Т			未済額	予定額		特定財源		地方債	財 源	
9 消防費		全国瞬時警報システム(Jアラート)受信機購入	2, 695, 000	Ħ	2, 695, 000	田	2, 695, 000	円	円	P	2, 695, 000	受信機の新規 購入に対日を 要したため

議案第36号

石川町税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年 6月 1日提出

石川町長 塩 田 金 次 郎

石川町税条例の一部を改正する条例

現行

石川町税条例(昭和30年条例第31号)の一部を次のように改正する。

(寄附金税額控除) 第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

(1)次に掲げる寄附金又は金銭のうち、別表第1に掲げるもの

イ 所得税法第78条第2項第2号の規定に

改正案

(寄附金税額控除)

第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中 に法第314条の7第1項第1号及び第2号 に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しく は金銭を支出した場合には、同項に規定すると ころにより控除すべき額(当該納税義務者が前 年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄 附金を支出した場合にあっては、当該控除すべ き金額に特例控除額を加算した金額。以下この 項において「控除額」という。)をその者の第 34条の3及び前条の規定を適用した場合の 所得割の額から控除するものとする。この場合 において、当該控除額が当該所得割の額を超え るときは、当該控除額は、当該所得割の額に相 当する金額とする。ただし、次の各号において 規定する寄附金のうち、福島県税条例(昭和2 5年福島県条例第50号)第26条の3の規定 により、個人県民税の寄附金税額控除の対象と なる寄附金として指定を受けたものとする。

(削除)

基づき財務大臣が指定した寄附金

- □ 所得税法施行令(昭和40年政令第96 号)第217条第1号に規定する独立行政法人 に対する寄附金(出資に関する業務に充てられ ることが明らかなものを除き、当該法人の主た る目的である業務に関連するものに限る。) ハ 所得税法施行令第217条第1号の2に 規定する地方独立行政法人に対する寄附金(出 資に関する業務に充てられることが明らかな ものを除き、当該法人の主たる目的である業務 に関連するものに限る。)
- 三 所得税法施行令第217条第2号に規定する法人に対する寄附金(法第314条の7第1項第2号に掲げるもの及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)
- ホ 所得税法施行令第217条第3号に規定 する公益社団法人及び公益財団法人に対する 寄附金(出資に関する業務に充てられることが 明らかなものを除き、当該法人の主たる目的で ある業務に関連するものに限る。)
- へ 所得税法施行令第217条第4号に規定 する学校法人に対する寄附金(出資に関する業 務に充てられることが明らかなものを除き、当 該法人の主たる目的である業務に関連するも のに限る。)
- ト 所得税法施行令第217条第5号に規定 する社会福祉法人に対する寄附金(法第314 条の7第1項第2号に掲げるもの及び出資に 関する業務に充てられることが明らかなもの を除き、当該法人の主たる目的である業務に関 連するものに限る。)

- <u>リ</u> 所得税法第78条第3項に規定する特定 公益信託の信託財産とするために支出した金 銭
- ヌ 租税特別措置法(昭和32年法律第26 号)第41条の18の2第2項に規定する特定 非営利活動に関する寄附金(その寄附をした者 に特別の利益が及ぶと認められるもの、出資に 関する業務に充てられることが明らかなもの 及び次号に掲げる寄附金を除く。)
- (2) 別表第2に掲げる特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人に対する当該特定非営利活動法人の行う同条第1項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金(その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除く。)

(追加)

(追加)

(追加)

2 (略)

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除) 第34条の9 (略)

2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかった金額があるときは、当該控除することができなかった金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかった金額を還付し、又は

(削除)

- (1) 所得税法(昭和40年法律第33号) 第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄 附金
- (2) 所得税法第78条第3項の規定により 特定寄付金とみなされる寄附金
- (3) 租税特別措置法(昭和32年法律第2 6号)第41条の18の2第1項に規定する特 定非営利活動に関する寄附金

2 (略)

(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除) 第34条の9 (略)

2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかった金額があるときは、当該控除することができなかった金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、同項の納税義務者に対しその控除することができなかった金額を還付し、又は当該控除することができなかった金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額に

____当該納税義務者<u>の同項の</u>申告書に係る年 度分の個人の県民税<u>若しくは町民税に充当し</u> 、若しくは

当該納税義務者の未納に係る徴収金<u>に充当す</u> る

3 (略)

(個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族 等申告書)

第36条の3の2 (略)

(追加)

2 前項 又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で町内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、前項 又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、町長に提出しなければならない。

改正案

より当該納税義務者<u>の前項の</u>申告書に係る年度分の個人の県民税、個人の町民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し、若しくは 当該納税義務者の未納に係る徴収金<u>を納付し、</u>若しくは納入する。

3 (略)

(個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族 等申告書)

第36条の3の2 (略)

2 前項又は法第317条の3の2第1項の 規定による申告書を給与支払者を経由して提 出する場合において、当該申告書に記載すべき 事項がその年の前年において当該給与支払者 を経由して提出した前項又は法第317条の 3の2第1項の規定による申告書(その者が当 該前年の中途において次項の規定による申告 書を当該給与支払者を経由して提出した場合 には、当該前年の最後に提出した同項の規定に よる申告書) に記載した事項と異動がないとき は、給与所得者は、施行規則で定めるところに より、前項又は法第317条の3の2第1項の 規定により記載すべき事項に代えて当該異動 がない旨を記載した前項又は法第317条の 3の2第1項の規定による申告書を提出する ことができる。

3 第1項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で町内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、第1項又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、町長に提出しなければならない。

- 3 前2項 の場合において、これらの 規定による申告書がその提出の際に経由すべ き給与支払者に受理されたときは、その申告書 は、その受理された日に町長に提出されたもの とみなす。
- 4 給与所得者は、第1項及び<u>第2項</u>の規定による申告書の提出の際に経由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第53条の9第3項において同じ。)により提供することができる。
- 5 前項の規定の適用がある場合における<u>第</u>3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

(個人の町民税の徴収の方法)

第38条 個人の町民税は、第44条、第47条の2第1項、第47条の5又は第53条の5の規定<u>によって</u>特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法<u>によって</u>徴収する。 2 (略)

(追加)

(個人の町民税の納税通知書)

第41条 個人の町民税の納税通知書に記載

改正案

- 4 第1項及び前項の場合において、これらの 規定による申告書がその提出の際に経由すべ き給与支払者に受理されたときは、その申告書 は、その受理された日に町長に提出されたもの とみなす。
- 5 給与所得者は、第1項及び<u>第3項</u>の規定による申告書の提出の際に経由すべき給与支払者が令第48条の9の7の2において準用する令第8条の2の2に規定する要件を満たす場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項及び第53条の9第3項において同じ。)により提供することができる。
- 6 前項の規定の適用がある場合における<u>第</u>4項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

(個人の町民税の徴収の方法等)

第38条 個人の町民税は、第44条、第47条の2第1項、第47条の5又は第53条の5の規定により 特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法により 徴収する。

2 (略)

3 森林環境税は、当該個人の町民税の均等割 を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、 及び徴収する。

(個人の町民税の納税通知書)

|第41条 個人の町民税の納税通知書に記載

すべき各納期の納付額は、当該年度分の個人の 町民税額及び 県民税額の合算額

(第47条第1項又は第47条の6第1項の規定によって徴収する場合にあっては、特別徴収の方法によって徴収されないことになった金額に相当する税額)を前条第1項の納期(第47条第1項又は第47条の6第1項の規定によって徴収する場合にあっては、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった日以後に到来する納期)の数で除して得た額とする。

(給与所得に係る個人の町民税の特別徴収) 第44条 個人の町民税の納税義務者が、当該 年度の初日の属する年の前年中において給与 の支払いを受けた者であり、かつ、同日におい て給与の支払いを受けている者(次の各号に掲 げる者のうち特別徴収の方法によって徴収す ることが著しく困難であると認められる者を 除く。以下この条において「給与所得者」とい う。)である場合においては、当該納税義務者 の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等 割額

合算額を特別徴収の方法<u>によって</u>徴収する。

(1) • (2) (略)

2 前項の納税義務者について、当該納税義務者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合においては、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を同項の規定によって特別徴収の方法によって徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法によって徴収する。ただし、第36条の2第1項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によって徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。

改正案

すべき各納期の納付額は、当該年度分の個人の 町民税額、個人の県民税額及び森林環境税額の 合算額(第47条第1項又は第47条の6第1 項の規定により 徴収する場合にあっては、特 別徴収の方法により 徴収されないことにな った金額に相当する税額)を前条第1項の納期 (第47条第1項又は第47条の6第1項の 規定により 徴収する場合にあっては、特別徴 収の方法により 徴収する場合にあっては、特別徴 収の方法により 徴収する場合にあっては、特別徴 収の方法により 徴収されないこととなった 日以後に到来する納期)の数で除して得た額と する。

(給与所得に係る個人の町民税の特別徴収) 第44条 個人の町民税の納税義務者が、当該 年度の初日の属する年の前年中において給与 の支払いを受けた者であり、かつ、同日におい て給与の支払いを受けている者(次の各号に掲 げる者のうち特別徴収の方法により 徴収す ることが著しく困難であると認められる者を 除く。以下この条において「給与所得者」とい う。)である場合には 、当該納税義務者 の前年中の給与所得に係る所得割額及び均等 割額(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税 額を含む。次項及び第5項において同じ。)の 合算額を特別徴収の方法により 徴収する。

(1) · (2) (略)

2 前項の納税義務者について、当該納税義務者の前年中の所得に給与所得以外の所得がある場合には 、当該給与所得以外の所得に係る所得割額を同項の規定により 特別徴収の方法により 徴収すべき給与所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に加算して特別徴収の方法により 徴収する。ただし、第36条の2第1項の申告書に給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法により 徴収されたい旨の記載があるときは、この限りでない。

 \mathcal{O}

改正案

前項本文の規定によって給与所得者の給 与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収 の方法によって徴収することとなった後にお いて、当該給与所得者について給与所得以外の 所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴 収の方法によって徴収することが適当でない と認められる特別の事情が生じたため、当該給 与所得者から給与所得以外の所得に係る所得 割額の全部又は一部を普通徴収の方法により 徴収することとされたい旨の申出があった場 合で、その事情がやむを得ないと認められると きは、町長は、当該特別徴収の方法によって徴 収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額 で、まだ特別徴収により徴収していない額の全 部又は一部を普通徴収の方法により徴収する ものとする。

(略)

5 納税義務者である給与所得者に対し、給与 の支払いをする者に当該年度の初日の翌日か ら翌年の4月30日までの間において異動を 生じた場合において、当該給与所得者が当該給 与所得者に対して新たに給与の支払いをする 者となった者(所得税法第183条の規定によ って給与の支払いをする際、所得税を徴収して 納付する義務がある者に限る。以下この項にお いて同じ。)を通じて、当該異動によって従前 の給与の支払いをする者から給与の支払いを 受けなくなった日の属する月の翌月の10日 (その支払いを受けなくなった日が翌年の4 月中である場合には、同月30日)までに、第 1項の規定により特別徴収の方法によって徴 収されるべき前年中の給与所得に係る所得割 額及び均等割額の合算額(既に特別徴収の方法 によって徴収された金額があるときは、当該金 額を控除した金額)を特別徴収の方法によって 徴収されたい旨の申出をしたときは、当該合算 額を特別徴収の方法によって徴収するものと する。ただし、当該申出が翌年の4月中にあっしする。ただし、当該申出が翌年の4月中にあっ

前項本文の規定により 給与所得者の給 与所得以外の所得に係る所得割額を特別徴収 の方法により 徴収することとなった後にお いて、当該給与所得者について給与所得以外の 所得に係る所得割額の全部又は一部を特別徴 収の方法により 徴収することが適当でない と認められる特別の事情が生じたため、当該給 与所得者から給与所得以外の所得に係る所得 割額の全部又は一部を普通徴収の方法により 徴収することとされたい旨の申出があった場 合で、その事情がやむを得ないと認められると きは、町長は、当該特別徴収の方法により 徴 収すべき給与所得以外の所得に係る所得割額 で、まだ特別徴収により徴収していない額の全 部又は一部を普通徴収の方法により徴収する ものとする。

(略)

5 納税義務者である給与所得者に対し、給与 の支払いをする者に当該年度の初日の翌日か ら翌年の4月30日までの間において異動を 生じた場合において、当該給与所得者が当該給 与所得者に対して新たに給与の支払いをする 者となった者(所得税法第183条の規定によ <u>り</u>給与の支払いをする際、所得税を徴収して 納付する義務がある者に限る。以下この項にお いて同じ。)を通じて、当該異動により 従前 の給与の支払いをする者から給与の支払いを 受けなくなった日の属する月の翌月の10日 (その支払いを受けなくなった日が翌年の4 月中である場合には、同月30日)までに、第 1項の規定により特別徴収の方法により 徴 収されるべき前年中の給与所得に係る所得割 額及び均等割額の合算額(既に特別徴収の方法 により 徴収された金額があるときは、当該金 額を控除した金額)を特別徴収の方法により 徴収されたい旨の申出をしたときは、当該合算 額を特別徴収の方法により 徴収するものと

た場合において、特別徴収の方法<u>によって</u>徴収 することが困難であると町長が認めるときは、 この限りでない。

6 特別徴収の方法によって個人の町民税を 徴収される納税義務者が当該年度の初日の属 する年の6月1日から12月31日までの間 において給与の支払いを受けないこととなり、 かつ、その事由が発生した日の属する月の翌月 以降の月割額を特別徴収の方法によって徴収 されたい旨の納税義務者からの申出があった 場合及び当該納税義務者がその年の翌年の1 月1日から4月30日までの間において給与 の支払いを受けないこととなった場合には、そ の者に対してその年の5月31日までの間に 支払われるべき給与又は退職手当等で当該月 割額の全額に相当する金額を超えるものがあ るときに限り、当該月割額の全額(同日までに 当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支 払いがされないこととなったときにあっては、 同日までに支払われた当該給与又は退職手当 等の額から徴収することができる額) を特別徴 収の方法によって徴収する。

(給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務 等)

第46条 前条の特別徴収義務者は、月割額を 徴収した月の翌月10日までに、その徴収した 月割額を施行規則第5号の15様式

による

納入書によって納入しなければならない。

(給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税 額への繰入)

第47条 個人の町民税の納税者が給与の支 払いを受けなくなったこと等により、給与所得 に係る特別徴収税額を特別徴収の方法によっ 改正案

た場合において、特別徴収の方法<u>により</u>徴収することが困難であると町長が認めるときは、この限りでない。

6 特別徴収の方法により 個人の町民税を 徴収される納税義務者が当該年度の初日の属 する年の6月1日から12月31日までの間 において給与の支払いを受けないこととなり、 かつ、その事由が発生した日の属する月の翌月 以降の月割額を特別徴収の方法により 徴収 されたい旨の納税義務者からの申出があった 場合及び当該納税義務者がその年の翌年の1 月1日から4月30日までの間において給与 の支払いを受けないこととなった場合には、そ の者に対してその年の5月31日までの間に 支払われるべき給与又は退職手当等で当該月 割額の全額に相当する金額を超えるものがあ るときに限り、当該月割額の全額(同日までに 当該給与又は退職手当等の全部又は一部の支 払いがされないこととなったときにあっては、 同日までに支払われた当該給与又は退職手当 等の額から徴収することができる額)を特別徴 収の方法により 徴収する。

(給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務 等)

第46条 前条の特別徴収義務者は、月割額を 徴収した月の翌月10日までに、その徴収した 月割額を施行規則第5号の15様式若しくは 第5号の15の2様式又は施行規則第2条の 6の規定により総務大臣が定めた様式による 納入書により 納入しなければならない。

(給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税 額への繰入)

第47条 個人の町民税の納税者が給与の支払いを受けなくなったこと等により、給与所得に係る特別徴収税額を特別徴収の方法により

て徴収されないことととなった場合において は、特別徴収の方法によって徴収されないこと となった金額に相当する税額は、特別徴収の方 法によって徴収されないこととなった日以後 において到来する第40条第1項の納期があ る場合においてはそれぞれの納期において、そ の日以後に到来する同項の納期がない場合に おいては直ちに、普通徴収の方法によって徴収 するものとする。

2 法第321条の6第1項の通知によって 変更された給与所得に係る特別徴収税額に係 る個人の町民税の納税者について、既に特別徴 収義務者から町に納入された給与所得に係る 特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給 与所得に係る特別徴収税額を超える場合(徴収 すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場 合を含む。) において、当該納税者の未納に係 る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係 る税額は、法第17条の2の規定によって

当該納税者の未納に係

る徴収金に充当する

(公的年金等に係る所得に係る個人の町民税 の特別徴収)

第47条の2 個人の町民税の納税義務者が 当該年度の初日の属する年の前年中において 公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同 日において老齢等年金給付(法第321条の7 の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この 節において同じ。)の支払を受けている年齢6 5歳以上の者(特別徴収の方法によって徴収す ることが著しく困難であると認められるもの として次に掲げるものを除く。以下この節にお いて「特別徴収対象年金所得者」という。)で 改正案

徴収されないことととなった場合<u>には</u> 、特別徴収の方法により 徴収されないこと となった金額に相当する税額は、特別徴収の方 法により 徴収されないこととなった日以後 において到来する第40条第1項の納期があ る場合には それぞれの納期において、そ の日以後に到来する同項の納期がない場合に は 直ちに、普通徴収の方法により 徴収 するものとする。

2 法第321条の6第1項の通知により 変更された給与所得に係る特別徴収税額に係 る個人の町民税の納税者について、既に特別徴 収義務者から町に納入された給与所得に係る 特別徴収税額が当該納税者から徴収すべき給 与所得に係る特別徴収税額を超える場合(徴収 すべき給与所得に係る特別徴収税額がない場 合を含む。) において、当該納税者の未納に係 る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係 る税額は、法第17条の2の2第1項第2号に 規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなし て、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適 用することができるものとし、当該市町村徴収 金関係過誤納金により当該納税者の未納に係 る徴収金を納付し、又は納入することを委託し たものとみなす。

(公的年金等に係る所得に係る個人の町民税 の特別徴収)

第47条の2 個人の町民税の納税義務者が 当該年度の初日の属する年の前年中において 公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、同 日において老齢等年金給付(法第321条の7 の2第1項の老齢等年金給付をいう。以下この 節において同じ。)の支払を受けている年齢6 5歳以上の者(特別徴収の方法により徴収する ことが 著しく困難であると認められるもの として次に掲げるものを除く。以下この節にお いて「特別徴収対象年金所得者」という。)で ある場合においては、当該納税義務者の前年中│ある場合には、、当該納税義務者の前年中

の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び 均等割額

____の合算額 (当該納税義務者に係 る均等割額を第44条第1項の規定により特 別徴収の方法によって徴収する場合において は、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以 下この条及び第47条の5において同じ。)の 2分の1に相当する額(以下この節において 「年金所得に係る特別徴収税額」という。)を 当該年度の初日の属する年の10月1日から 翌年の3月31日までの間に支払われる老齢 等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の 際に特別徴収の方法によって徴収する。

(1) (略)

- (2) 特別徴収の方法によって徴収すること とした場合には当該年度において当該老齢等 年金給付の支払を受けないこととなると認め られる者
- 2 前項の特別徴収対象年金所得者に対して 課する個人の町民税のうち当該特別徴収対象 年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得 に係る所得割額及び均等割額の合算額から年 金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第 40条第1項の納期のうち当該年度の初日か らその日の属する年の9月30日までの間に 到来するものにおいて普通徴収の方法によっ て徴収する。

(年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収 税額への繰入れ)

第47条の6 法第321条の7の7第1項 又は第3項(これらの規定を法第321条の7 の8第3項において読み替えて準用する場合 を含む。) の規定により特別徴収の方法によっ て徴収されないこととなった金額に相当する

改正案

の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び 均等割額(これと併せて賦課徴収を行う森林環 境税額を含む。以下この条及び第47条の5に おいて同じ。)の合算額(当該納税義務者に係 る均等割額を第44条第1項の規定により特 別徴収の方法により徴収する場合 には

、公的年金等に係る所得に係る所得割額。以 下この条及び第47条の5において同じ。)の 2分の1に相当する額(以下この節において 「年金所得に係る特別徴収税額」という。)を 当該年度の初日の属する年の10月1日から 翌年の3月31日までの間に支払われる老齢 等年金給付から当該老齢等年金給付の支払の 際に特別徴収の方法により徴収する。

(1)(略)

- (2) 特別徴収の方法により 徴収すること とした場合には当該年度において当該老齢等 年金給付の支払を受けないこととなると認め られる者
- 2 前項の特別徴収対象年金所得者に対して 課する個人の町民税のうち当該特別徴収対象 年金所得者の前年中の公的年金等に係る所得 に係る所得割額及び均等割額の合算額から年 金所得に係る特別徴収税額を控除した額を第 40条第1項の納期のうち当該年度の初日か らその日の属する年の9月30日までの間に 到来するものにおいて普通徴収の方法により _徴収する。

(年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収 税額への繰入れ)

第47条の6 法第321条の7の7第1項 又は第3項(これらの規定を法第321条の7 の8第3項において読み替えて準用する場合 を含む。)の規定により特別徴収の方法により 徴収されないこととなった金額に相当する 税額は、その特別徴収の方法によって徴収され 税額は、その特別徴収の方法により 徴収され

ないこととなった日以後において到来する第 40条第1項の納期がある場合においてはそ のそれぞれの納期において、その日以後に到来 する同項の納期がない場合においては直ちに、 普通徴収の方法によって徴収するものとする。 2 法第321条の7の7第3項(法第321 条の7の8第3項において読み替えて準用す る場合を含む。)の規定により年金所得に係る 特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収 税額を特別徴収の方法によって徴収されない こととなった特別徴収対象年金所得者につい て、既に特別徴収義務者から町に納入された年 金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係 る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所 得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収 税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超 える場合(徴収すべき年金所得に係る特別徴収 税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がな い場合を含む。) において当該特別徴収対象年 金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当 該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2 の規定によって

該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収 金に充当する

(法人の町民税の申告納付)

第48条 町民税を申告納付する義務がある 法人は、法第321条の8第1項、第2項、第 31項、第34項及び第35項の規定による申 告書(第9項、第10項及び第12項において 「納税申告書」という。)を、同条第1項、第 2項、第31項及び第35項の申告納付にあっ てはそれぞれこれらの規定による納期限まで に、同条第34項の申告納付にあっては遅滞な 改正案

ないこととなった日以後において到来する第 40条第1項の納期がある場合には そ のそれぞれの納期において、その日以後に到来 する同項の納期がない場合には 直ちに、 普通徴収の方法により 徴収するものとする。 2 法第321条の7の7第3項(法第321 条の7の8第3項において読み替えて準用す る場合を含む。)の規定により年金所得に係る 特別徴収税額又は年金所得に係る仮特別徴収 税額を特別徴収の方法により 徴収されない こととなった特別徴収対象年金所得者につい て、既に特別徴収義務者から町に納入された年 金所得に係る特別徴収税額又は年金所得に係 る仮特別徴収税額が当該特別徴収対象年金所 得者から徴収すべき年金所得に係る特別徴収 税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額を超 える場合(徴収すべき年金所得に係る特別徴収 税額又は年金所得に係る仮特別徴収税額がな い場合を含む。) において当該特別徴収対象年 金所得者の未納に係る徴収金があるときは、当 該過納又は誤納に係る税額は、法第17条の2 の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関 係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及 び第7項の規定を適用することができるもの とし、当該市町村徴収金関係過誤納金により当 該特別徴収対象年金所得者の未納に係る徴収 金を納付し、又は納入することを委託したもの とみなす。

(法人の町民税の申告納付)

第48条 町民税を申告納付する義務がある 法人は、法第321条の8第1項、第2項、第 31項、第34項及び第35項の規定による申 告書(第9項、第10項及び第12項において 「納税申告書」という。)を、同条第1項、第 2項、第31項及び第35項の申告納付にあっ てはそれぞれこれらの規定による納期限まで に、同条第34項の申告納付にあっては遅滞な く町長に提出し、及びその申告に係る税金又は│く町長に提出し、及びその申告に係る税金又は

同条第1項後段及び第2項後段の規定により 提出があったものとみなされる申告書に係る 税金を施行規則第22号の4様式

____による納付書により納付しな ければならない。

$2 \sim 4$ (略)

5 法第321条の8第34項に規定する申 告書(同条第33項の規定による申告書を含 む。以下この項において同じ。) に係る税金を 納付する場合には、当該税金に係る同条第1 項、第2項又は第31項の納期限(納期限の延 長があったときは、その延長された納期限とす る。第7項第1号において同じ。)の翌日から 納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に 年14.6パーセント(申告書を提出した日(同 条第35項の規定の適用がある場合において、 当該申告書がその提出期限前に提出されたと きは、当該提出期限)までの期間又はその期間 の末日の翌日から1月を経過する日までの期 間については、年7.3パーセント)の割合を 乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算 して施行規則第22号の4様式

___による納付書により納付しなけ ればならない。

$6 \sim 16$ (略)

(法人の町民税に係る不足税額の納付の手続) 第50条 法人の町民税の納税者は、法第32 1条の12の規定に基づく納付の告知を受け た場合には、当該不足税額を当該通知書の指定 する期限までに、施行規則第22号の4様式_ ____による納付書により 納付しなければならない。

2 前項の場合においては、その不足税額に法 第321条の8第1項、第2項又は第31項の 納期限(同条第35項の申告納付に係る法人税 改正案

同条第1項後段及び第2項後段の規定により 提出があったものとみなされる申告書に係る 税金を施行規則第22号の4様式又は第22 号の4の2様式による納付書により納付しな ければならない。

$2 \sim 4$ (略)

5 法第321条の8第34項に規定する申 告書(同条第33項の規定による申告書を含 む。以下この項において同じ。) に係る税金を 納付する場合には、当該税金に係る同条第1 項、第2項又は第31項の納期限(納期限の延 長があったときは、その延長された納期限とす る。第7項第1号において同じ。)の翌日から 納付の日までの期間の日数に応じ、当該税額に 年14.6パーセント(申告書を提出した日(同 条第35項の規定の適用がある場合において、 当該申告書がその提出期限前に提出されたと きは、当該提出期限)までの期間又はその期間 の末日の翌日から1月を経過する日までの期 間については、年7.3パーセント)の割合を 乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算 して施行規則第22号の4様式又は第22号 の4の2様式による納付書により納付しなけ ればならない。

$6 \sim 16$ (略)

(法人の町民税に係る不足税額の納付の手続) 第50条 法人の町民税の納税者は、法第32 1条の12の規定に基づく納付の告知を受け た場合には、当該不足税額を当該通知書の指定 する期限までに、施行規則第22号の4様式又 は第22号の4の2様式による納付書により 納付しなければならない。

2 前項の場合には 、その不足税額に法 第321条の8第1項、第2項又は第31項の 納期限(同条第35項の申告納付に係る法人税 割に係る不足税額がある場合には、同条第1項|割に係る不足税額がある場合には、同条第1項

又は第2項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

3 • 4 (略)

(種別割の税率)

第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台についてそれぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 原動機付自転車

ア 総排気量が 0.05 リットル以下のもの又は定格出力が 0.6キロワット以下のもの(エに掲げるものを除く。) 年額 2,000円イ 2輪のもので、総排気量が 0.05 リットルを超え、0.09 リットル以下のもの又は定格出力が 0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円ウ 2輪のもので、総排気量が 0.09 リットルを超えるもの又は定格出力が 0.8キロワットを超えるもの又は定格出力が 0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円

エ 3輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪 距(2以上の輪距を有するものにあっては、そ の輪距のうち最大のもの)が0.5メートル以 下であるもの<u>及び</u>側面が構造上開放されてい る車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以 下の三輪のもの

___を除く。) で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円

改正案

又は第2項の納期限とし、納期限の延長があった場合には、その延長された納期限とする。第4項第1号において同じ。)の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(前項の納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

3 • 4 (略)

(種別割の税率)

第82条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、1台についてそれぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 原動機付自転車

ア 総排気量が 0.05 リットル以下のもの又は定格出力が 0.6キロワット以下のもの(エに掲げるものを除く。) 年額 2,000円イ 2輪のもので、総排気量が 0.05 リットルを超え、0.09 リットル以下のもの又は定格出力が 0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円ウ 2輪のもので、総排気量が 0.09 リットルを超えるもの又は定格出力が 0.8 キロワットを超えるもの又は定格出力が 0.8 キロワットを超えるもの 年額 2,400円

距(2以上の輪距を有するものにあっては、その輪距のうち最大のもの)が0.5メートル以下であるもの、側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のもの及び道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車を除く。)で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワ

ットを超えるもの 年額 3,700円

エ 3輪以上のもの(車室を備えず、かつ、輪

改正案 現行

 $(2) \cdot (3)$ (略)

(たばこ税の申告納付の手続)

第98条 前条の規定によってたばこ税を申 告納付すべき者(以下この節において「申告納 税者」という。)は、毎月末日までに、前月の 初日から末日までの間における売渡し等に係 る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数 の合計数(以下この節において「課税標準数量」 という。)及び当該課税標準数量に対するたば こ税額、第96条第1項の規定により免除を受 けようとする場合にあっては同項の適用を受 けようとする製造たばこに係るたばこ税額並 びに次条第1項の規定により控除を受けよう とする場合にあっては同項の適用を受けよう とするたばこ税額その他必要な事項を記載し た施行規則第34号の2様式による申告書を 町長に提出し、及びその申告に係る税金を施行 規則第34号の2の5様式

による納付書によって納付しな ければならない。この場合において、当該申告 書には、第96条第3項に規定する書類及び次 条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごと の数量についての明細を記載した施行規則第 16号の5様式による書類を添付しなければ ならない。

 $2\sim4$ (略)

(略)

5 前項の修正申告書に係る税金を納付する 場合には、当該税金に係る第1項又は第2項の 納期限(納期限の延長があったときは、その延 長された納期限。第101条第2項において同 じ。) の翌日から納付の日までの期間の日数に 応じ、当該税額に年14.6パーセント(修正 申告書を提出した日までの期間又はその日の 翌日から1月を経過する日までの期間につい

 $(2) \cdot (3)$ (略)

(たばこ税の申告納付の手続)

第98条 前条の規定によってたばこ税を申 告納付すべき者(以下この節において「申告納 税者」という。)は、毎月末日までに、前月の 初日から末日までの間における売渡し等に係 る製造たばこの品目ごとの課税標準たる本数 の合計数(以下この節において「課税標準数量」 という。)及び当該課税標準数量に対するたば こ税額、第96条第1項の規定により免除を受 けようとする場合にあっては同項の適用を受 けようとする製造たばこに係るたばこ税額並 びに次条第1項の規定により控除を受けよう とする場合にあっては同項の適用を受けよう とするたばこ税額その他必要な事項を記載し た施行規則第34号の2様式による申告書を 町長に提出し、及びその申告に係る税金を施行 規則第34号の2の5様式又は第34号の2 の5の2様式による納付書によって納付しな ければならない。この場合において、当該申告 書には、第96条第3項に規定する書類及び次 条第1項の返還に係る製造たばこの品目ごと の数量についての明細を記載した施行規則第 16号の5様式による書類を添付しなければ ならない。

 $2\sim4$ (略)

(略)

5 前項の修正申告書に係る税金を納付する 場合には、当該税金に係る第1項又は第2項の 納期限(納期限の延長があったときは、その延 長された納期限。第101条第2項において同 じ。) の翌日から納付の日までの期間の日数に 応じ、当該税額に年14.6パーセント(修正 申告書を提出した日までの期間又はその日の 翌日から1月を経過する日までの期間につい ては、年7.3パーセント)の割合を乗じて計 ては、年7.3パーセント)の割合を乗じて計

算した金額に相当する延滞金額を加算して、施 行規則第34号の2の5様式

_____による納付書によって納付しなければならない。

(たばこ税に係る不足税額等の納付手続)

第101条 たばこ税の納税義務者は、法第4 81条、第483条又は第484条の規定に基 づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税 額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若し くは重加算金額を、当該通知書の指定する期限 までに、施行規則第34号の2の5様式

_____による納付書によっ

て納付しなければならない。

2 (略)

附則

(肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例)

第8条 昭和57年度から<u>令和6年度</u>までの 各年度分の個人の町民税に限り、法附則第6条 第4項に規定する場合において、第36条の2 第1項の規定による申告書(その提出期限後に おいて、町民税の納税通知書が送達される時ま でに提出されたもの及びそのときまでに提出 された第36条の3第1項の確定申告書を含 む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係 る租税特別措置法第25条第1項に規定する 事業所得の明細に関する事項の記載があると き(これらの申告書にその記載がないことにつ いてやむを得ない理由があると町長が認める ときを含む。次項において同じ。)は、当該事 業所得に係る町民税の所得割の額を免除する。

2 · 3 (略)

(読替規定)

改正案

算した金額に相当する延滞金額を加算して、施 行規則第34号の2の5様式<u>又は第34号の</u> <u>2の5の2様式</u>による納付書によって納付し なければならない。

(たばこ税に係る不足税額等の納付手続)

第101条 たばこ税の納税義務者は、法第481条、第483条又は第484条の規定に基づく納付の告知を受けた場合には、当該不足税額又は過少申告加算金額、不申告加算金額若しくは重加算金額を、当該通知書の指定する期限までに、施行規則第34号の2の5様式又は第34号の2の5の2様式による納付書によって納付しなければならない。

2 (略)

附則

(肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例)

第8条 昭和57年度から<u>令和9年度</u>までの 各年度分の個人の町民税に限り、法附則第6条 第4項に規定する場合において、第36条の2 第1項の規定による申告書(その提出期限後に おいて、町民税の納税通知書が送達される時ま でに提出されたもの及びそのときまでに提出 された第36条の3第1項の確定申告書を含 む。次項において同じ。)に肉用牛の売却に係 る租税特別措置法第25条第1項に規定する 事業所得の明細に関する事項の記載があると き(これらの申告書にその記載がないことにつ いてやむを得ない理由があると町長が認める ときを含む。次項において同じ。)は、当該事 業所得に係る町民税の所得割の額を免除する。

2 · 3 (略)

(読替規定)

第10条 法附則第15条から第15条の3の2まで、第63条又は第64条の規定の適用がある各年度分の固定資産税に限り、第61条第8項中「又は第349条の3の4から第349条の5まで」とあるのは、「若しくは第349条の3の4から第349条の5まで又は附則第15条から第15条の3の2まで、第63条若しくは第64条」とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 (略)

2·3~9 (略)

- 10 法<u>附則第15条第26項第1号イ</u>に規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。
- 11 法<u>附則第15条第26項第1号口</u>に規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。
- 12 法<u>附則第15条第26項第1号ハ</u>に規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。
- 13 法<u>附則第15条第26項第1号</u>に規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。
- 14 法<u>附則第15条第26項第2号イ</u>に規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は4分の3とする。
- 15 法<u>附則第15条第26項第2号ロ</u>に規 定する設備について同号に規定する町の条例 で定める割合は4分の3とする。

16 (略)

- 17 法<u>附則第15条第26項第3号イ</u>に規 定する設備について同号に規定する町の条例 で定める割合は2分の1とする。
- 18 法<u>附則第15条第26項第3号ロ</u>に規 定する設備について同号に規定する町の条例

改正案

第10条 法附則第15条から第15条の3 の2まで<u>又は第63条</u>の規定の適用 がある各年度分の固定資産税に限り、第61条 第8項中「又は第349条の3の4から第34 9条の5まで」とあるのは、「若しくは第34 9条の3の4から第349条の5まで又は附 則第15条から第15条の3の2まで<u>若しく</u> は第63条」」とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 (略)

 $2 \cdot 3 \sim 9$ (略)

- 10 法<u>附則第15条第25項第1号イ</u>に規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。
- 11 法<u>附則第15条第25項第1号口</u>に規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。
- 12 法<u>附則第15条第25項第1号ハ</u>に規 定する設備について同号に規定する町の条例 で定める割合は3分の2とする。
- 13 法<u>附則第15条第25項第1号</u>に規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は3分の2とする。
- 14 法<u>附則第15条第25項第2号イ</u>に規 定する設備について同号に規定する町の条例 で定める割合は4分の3とする。
- 15 法<u>附則第15条第25項第2号ロ</u>に規定する設備について同号に規定する町の条例で定める割合は4分の3とする。

16 (略)

- 17 法<u>附則第15条第25項第3号イ</u>に規 定する設備について同号に規定する町の条例 で定める割合は2分の1とする。
- 18 法<u>附則第15条第25項第3号ロ</u>に規 定する設備について同号に規定する町の条例

で定める割合は2分の1とする。

- 19 法<u>附則第15条第26項第3号ハ</u>に規 定する設備について同号に規定する町の条例 で定める割合は2分の1とする。
- 20 法<u>附則第15条第29項</u>に規定する町 の条例で定める割合は3分の2とする。
- 21 法<u>附則第15条第33項</u>に規定する町 の条例で定める割合は2分の1とする。
- 22 法<u>附則第15条第34項</u>に規定する町 の条例で定める割合は3分の2とする。
- 23 法<u>附則第15条第39項</u>に規定する町 の条例で定める割合は2分の1とする。
- 24 法<u>附則第15条第43項</u>に規定する町 の条例で定める割合は6分の1とする。
- 25 法<u>附則第15条第44項</u>に規定する町 の条例で定める割合は3分の2とする。
- 26 (略)
- 27 <u>法附則第64条に規定する市町村の条</u> 例で定める割合はゼロとする。

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規 定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 (略)

 $2 \sim 1.0$ (略)

11 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第13項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。

改正案

で定める割合は2分の1とする。

- 19 法<u>附則第15条第25項第3号ハ</u>に規 定する設備について同号に規定する町の条例 で定める割合は2分の1とする。
- 20 法<u>附則第15条第28項</u>に規定する町 の条例で定める割合は3分の2とする。
- 21 法<u>附則第15条第32項</u>に規定する町 の条例で定める割合は2分の1とする。
- 22 法<u>附則第15条第33項</u>に規定する町 の条例で定める割合は3分の2とする。
- 23 法<u>附則第15条第38項</u>に規定する町 の条例で定める割合は2分の1とする。
- 24 法<u>附則第15条第42項</u>に規定する町 の条例で定める割合は6分の1とする。
- 25 法<u>附則第15条第43項</u>に規定する町 の条例で定める割合は3分の2とする。

26 (略)

27 空欄

(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規 定の適用を受けようとする者がすべき申告)

第10条の3 (略)

 $2 \sim 1.0$ (略)

11 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第17項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。

 $(1) \sim (4)$ (略)

(5) 施行規則<u>附則第7条第13項</u>に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) (略)

12 (略)

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第15条の2 法第451条第1項第1号(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間(附則第15条の6第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例) 第15条の2の2 (略)

2 · 3 (略)

4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに<u>100分の10</u>の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第15条の6 (略)

2 (略)

3 自家用の3輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第81条の4(第2号に係る部分に限る。)及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

改正案

 $(1) \sim (4)$ (略)

(5) 施行規則<u>附則第7条第17項</u>に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用

(6) (略)

12 (略)

(削除)

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第15条の2 (略)

2 · 3 (略)

4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに<u>100分の35</u>の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第15条の6 (略)

2 (略)

(削除)

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

改正案

第16条 法附則第30条第1項に規定する 3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が 最初の法第444条第3項に規定する車両番 号の指定(次項から<u>第8項</u>までにおいて「初回 車両番号指定」という。)を受けた月から起算 して14年を経過した月の属する年度以後の 年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条 の規定の適用については、当分の間、次の表の 左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げ る字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句と する。

(略)

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号 に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82 条の規定の適用については、当該軽自動車が<u>令</u> 和2年4月1日から令和3年3月31日まで の間に初回車両番号指定を受けた場合には<u>令</u> 和3年度分

(略)

3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この条において「ガソリン軽自動車」という。)のうち3輪以上のものに対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(2)	3,900円	2,000円
第2号ア (3) (i)	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円

第16条 法附則第30条第1項に規定する 3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が 最初の法第444条第3項に規定する車両番 号の指定(次項から<u>第4項</u>までにおいて「初回 車両番号指定」という。)を受けた月から起算 して14年を経過した月の属する年度以後の 年度分の軽自動車税の種別割に係る第82条 の規定の適用については、当分の間、次の表の 左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げ る字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句と する。

(略)

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が全和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(略)

(削除)

	現行	
第2号ア (3)	(i3,800円	1,900円
<u>i)</u>	5,000円	2,500円

4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの(前項の規定の適用を受けるものを除く。) に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同

条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞ

第2号ア (2) 3,900円 3,000円 第2号ア (3) (i) 6,900円 5,200円 10,800円 8,100円

第2号ア(3)(i3,800円 2,900円 i) 5,000円 3,800円

れ同表の右欄に掲げる字句とする。

5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

6 法附則第30条第2項第1号及び第2号 に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用の乗用の ものを除く。)に対する第82条の規定の適用 については、当該軽自動車が令和3年4月1日 から令和4年3月31日までの間に初回車両 番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽 自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和 (削除)

改正案

(削除)

(削除)

4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

7 法<u>附則第30条第7項</u>の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車

(営

業用の乗用のものに限る。)に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分

の軽

自動車税の種別割に限り、<u>第3項の表の左欄に</u> 掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句 は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句

____とする。

8 法<u>附則第30条第8項</u>の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。)に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分

一変軽自動車税の種別割に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句

3 法<u>附則第30条第3項</u>の規定の適用を受ける<u>3輪以上の法第446条第1項第3号に</u>規定するガソリン軽自動車(以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。)(営業用の乗用のものに限る。)に対する第82条の規定の適用については

_、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から<u>令和8年3月31日</u>までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア(2)中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア(3)(i)中「6,900円」とあるのは「3,500円」とする。

4 法<u>附則第30条第4項</u>の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。)に対する第82条の規定の適用については____

____、当該ガソリン

軽自動車が令和4年4月1日から<u>令和7年3</u>月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア(2)中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア(3)(i)中「6,900円」とあるのは「5,2

とする。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第16条の2 町長は、軽自動車税の種別割の 賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第 2項から第8項までの規定の適用を受ける3 輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断 をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則 第30条の2第1項に規定する国土交通大臣 の認定等をいう。次項において同じ。)に基づ き当該判断をするものとする。

2 (略)

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに<u>100分の10</u>の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡 した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税 の特例)

第17条の2 昭和63年度から令和5年度 までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割 の納税義務者が前年中に前条第1項に規定す る譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置 法第31条第1項に規定する土地等をいう。以 下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定 する譲渡をいう。以下この条において同じ。) をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等 のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規 定する優良住宅地等のための譲渡をいう。) に 該当するときにおける前条第1項に規定する 譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得 を除く。次項において同じ。) に係る課税長期 譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割 の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の 各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定 める金額に相当する額とする。

(1) · (2) (略)

改正案

<u>00円」</u>とする。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第16条の2 町長は、軽自動車税の種別割の 賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第 2項から<u>第4項</u>までの規定の適用を受ける3 輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断 をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則 第30条の2第1項に規定する国土交通大臣 の認定等をいう。次項において同じ。)に基づ き当該判断をするものとする。

2 (略)

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに100分の35の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡 した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税 の特例)

第17条の2 昭和63年度から令和8年度 までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割 の納税義務者が前年中に前条第1項に規定す る譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置 法第31条第1項に規定する土地等をいう。以 下この条において同じ。)の譲渡(同項に規定 する譲渡をいう。以下この条において同じ。) をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等 のための譲渡(法附則第34条の2第1項に規 定する優良住宅地等のための譲渡をいう。) に 該当するときにおける前条第1項に規定する 譲渡所得(次条の規定の適用を受ける譲渡所得 を除く。次項において同じ。) に係る課税長期 譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割 の額は、前条第1項の規定にかかわらず、次の 各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定 める金額に相当する額とする。

(1) • (2) (略)

2 前項の規定は、昭和63年度から令和5年度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡でなかったものとみなす。

3 (略)

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金 税額控除の特例)

第25条 所得割の納税義務者が、新型コロナ ウイルス感染症等の影響に対応するための国 税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年 法律第25号。次条において「新型コロナウイ ルス感染症特例法」という。)第5条第4項に 規定する指定行事のうち、町長が指定するもの の中止若しくは延期又はその規模の縮小によ り生じた当該指定行事の入場料金、参加料金そ の他の対価の払戻しを請求する権利の全部又 は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期 間内にした場合には、当該納税義務者がその放 棄をした日の属する年中に法附則第60条第 4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額 の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄 附金を支出したものとみなして、第34条の7 の規定を適用する。

2 前項の規定は、昭和63年度から<u>令和8年</u>度までの各年度分の個人の町民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡をいう。以下この項において同じ。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する町民税の所得割について準用する。この場合において、当該譲渡が法附則第34条の2第10項の規定に該当することとなるときは、当該譲渡は確定優良住宅地等予定地のための譲渡でなかったものとみなす。

3 (略)

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金 税額控除の特例)

第25条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和2年法律第25号

規定する指定行事のうち、町長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第34条の7の規定を適用する。

現	 行	改正案
別表第1(第34条の	7 関係)_	
寄附金の区分	控除対象寄附金	(削除)
<u>第34条の7第1項第1号</u>	国立大学法人の大学に	
イに掲げる寄附金	対して支出された寄附	
	金で国立大学法人法	
	(平成15年法律第112	
	号)第22条第1項第1号	
	から第5号まで若しく	
	は同法第29条第1項第	
	1号から第4号までに掲	
	げる業務に充てられる	
	<u>もの</u>	
第34条の7第1項第1号	独立行政法人に対する	
口に掲げる寄附金	寄附金	
第34条の7第1項第1号		
	する寄附金	
	公益法人に対する寄附	
ニに掲げる寄附金	<u>金</u>	
第34条の7第1項第1号		
	<u>寄附金</u>	
第34条の7第1項第1号		
へに掲げる寄附金	<u>金</u>	
第34条の7第1項第1号		
	<u>寄附金</u>	
第34条の7第1項第1号		
	寄附金	
第34条の7第1項第1号	公益信託に対する金銭	
リに掲げる寄附金	======================================	
第34条の7第1項第1号		
ヌに掲げる金銭	人に対する寄附金	
別表第2(第34条の		
法人名	主たる事務所の所在地	(削除)
町長が別に定める。		

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規

定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第82条第1号エの改正規定及び附則第4条第1項の規定(この条 例による改正後の石川町税条例(以下「新条例」という。)附則第16条の2第3項に係る部分を除く。) 令和5年7月1日
- (2) 第34条の9第2項並びに第38条の見出し及び同条第1項の改正 規定、同条に1項を加える改正規定並びに第41条、第44条、第47条、第47条 の2及び第47条の6の改正規定並びに附則第15条の2の2の改正規定(同条第4項中「100分の10」を「100分の35」に改める部分に限る。)及び附則第16条の2第3項の改正規定並びに次条第1項並びに附則第4条 第1項(新条例附則第16条の2第3項に係る部分に限る。)及び第3項の規定 令和6年1月1日
- (3) 第36条の3の2の改正規定及び次条第2項の規定 令和7年1月1日 (町民税に関する経過措置)
- 第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の石川町税条例の規定中個人の町民 税に関する部分は、令和6年度分以後の年度分の個人の町民税について適用し、令 和5年度分までの個人の町民税については、なお従前の例による。
- 2 新条例第36条の3の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき石川町税条例第36条の3の2第1項に規定する給与(以下この項において「給与」という。)について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

- 第3条 次項に定めるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和 5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税 については、なお従前の例による。
- 2 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間(以下この項において「適 用期間」という。)内に地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号) 附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226 号)附則第64条に規定する中小事業者等(以下この項において「中小事業者等」 という。)が取得(同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。)をし た同条に規定する特例対象資産(以下この項において「特例対象資産」という。) (中小事業者等が、同条に規定するリース取引(以下この項において「リース取引」 という。)に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が

適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適 用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含 む。)に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

- 第4条 新条例第82条第1号工及び附則第16条の2第3項の規定は、令和6年度 以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車 税の種別割については、なお従前の例による。
- 2 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得されたこの条例による改正前の石川町税条例附則第15条の2及び第15条の6第3項に規定する3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 3 新条例附則第15条の2第4項の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 4 新条例附則第16条の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

提案理由

地方税法や関連法令の改正等に伴い所要の改正を行うため。

議案第37号

平成23年3月11日東北地方太平洋沖地震による被災者に対する町民税、固 定資産税及び国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年 6月 1日提出

石川町長 塩 田 金 次 郎

平成23年3月11日東北地方太平洋沖地震による被災者に対する町民税、固 定資産税及び国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例

平成23年3月11日東北地方太平洋沖地震による被災者に対する町民税、固定資産税及び国民健康保険税の減免に関する条例(平成23年条例第13号)の一部を次のように改正する。

現行	改正案
(追加)	(令和5年度の国民健康保険税の減免)
	第5条の11 町長は、平成23年3月11日
	以降に本町に転入した世帯で、次の各号の一
	に該当するものに係る令和5年度分の国民
	健康保険税を減免する。
	(1) 旧避難指示区域等(旧緊急時避難準
	備区域、平成26年度にその設定が解除さ
	れた特措法第20条第2項の規定に基づ
	き原子力災害対策本部長の指示により設
	定されていた旧避難指示解除準備区域を
	いう。)に住所を有していた世帯で、上位
	所得層でないものについて、半額を免除す
	<u>る。</u>
	(2) 旧避難指示区域等(令和4年度にそ
	の設定が解除された旧特定復興再生拠点
	区域をいう。)に住所を有していた世帯で、
	上位所得層であるものについて、4月分か
	ら9月分までの国民健康保険税に相当す
	る月割算定額を免除する。

附則

この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

提案理由

平成23年3月11日以降に本町に転入した世帯で、原子力災害対策特別措置法の規定に基づき、原子力災害対策本部長の指示により設定されている帰還困難区域、居住制限区域又は避難指示解除準備区域に住所を有していた世帯等の国民健康保険税について、令和5年度についても引き続き減免を行うため。

議案第38号

石川町税特別措置条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年 6月 1日提出

石川町長 塩 田 金 次 郎

石川町税特別措置条例の一部を改正する条例

石川町税特別措置条例(昭和59年条例第1号)の一部を次のように改正する。

現行

(地域経済牽引事業促進区域における課税 免除)

第3条の2 地域経済牽引事業促進法第4条 第6項の規定による同意を得た同条第1項 に規定する基本計画(地域経済牽引事業促進 法第5条第1項又は第2項の規定による変 更があったときは、その変更後のもの) にお いて定められた地域経済牽引事業促進区域 内において、当該同意(令和5年3月31日 までに行われた同意に限る。)の日(以下こ の条において「同意日」という。)から<u>令和</u> 5年3月31日までに、地域経済牽引事業促 進法第25条に規定する承認経済牽引事業 のための施設のうち地域経済牽引事業の促 進による地域の成長発展の基盤強化に関す る法律第26条の地方公共団体等を定める 省令(平成19年総務省令第94号)第2条 に規定するもの(以下この条において「対象 施設」という。)を設置した地域経済牽引事 業促進法第14条第1項に規定する承認地 域経済牽引事業者に対しては、当該設置対象 施設の用に供する家屋若しくは構築物(当該 対象施設の用に供する部分に限るものとし、

改正案

(地域経済牽引事業促進区域における課税 免除)

第3条の2 地域経済牽引事業促進法第4条 第6項の規定による同意を得た同条第1項 に規定する基本計画(地域経済牽引事業促進 法第5条第1項又は第2項の規定による変 更があったときは、その変更後のもの) にお いて定められた地域経済牽引事業促進区域 内において、当該同意(令和7年3月31日 までに行われた同意に限る。)の日(以下こ の条において「同意日」という。)から令和 7年3月31日までに、地域経済牽引事業促 進法第25条に規定する承認経済牽引事業 のための施設のうち地域経済牽引事業の促 進による地域の成長発展の基盤強化に関す る法律第26条の地方公共団体等を定める 省令(平成19年総務省令第94号)第2条 に規定するもの(以下この条において「対象 施設」という。)を設置した地域経済牽引事 業促進法第14条第1項に規定する承認地 域経済牽引事業者に対しては、当該設置対象 施設の用に供する家屋若しくは構築物(当該 対象施設の用に供する部分に限るものとし、

事務所等に係るものを除く。)又はこれらの 敷地である土地(同意日以後の取得に限り、 かつ、土地の取得については、その取得の日 の翌日から起算して1年以内に当該土地を 敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着 手があった場合における当該土地の取得に 限る。)に対して課する固定資産税は、当該 固定資産税が課されることになった年度か ら3箇年度分のものに限り、課税を免除する ものとする。

改正案

事務所等に係るものを除く。)又はこれらの 敷地である土地(同意日以後の取得に限り、 かつ、土地の取得については、その取得の日 の翌日から起算して1年以内に当該土地を 敷地とする当該家屋又は構築物の建設の着 手があった場合における当該土地の取得に 限る。)に対して課する固定資産税は、当該 固定資産税が課されることになった年度か ら3箇年度分のものに限り、課税を免除する ものとする。

附則

この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

提案理由

地域経済牽引事業促進区域における課税免除期間の改正を行うため。

議案第39号

石川町重度心身障害者医療費の給付に関する条例の一部を改正する条例 上記の議案を提出する。

令和5年 6月 1日提出

石川町長 塩 田 金 次 郎

石川町重度心身障害者医療費の給付に関する条例の一部を改正する条例

石川町重度心身障害者医療費の給付に関する条例(昭和49年条例第28号)の一部を次のように改正する。

(給付の制限) 第4条 重度心身障害者が次の各号のいずれかに該当する場合は前条に規定する給付をしない。 (1) 前年の所得(前年の所得が未確定の場合は、前々年の所得とする。以下同じ。)がその者の所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する控除対象配偶者及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)の有無及び数に応じて別表3(福島県重度障がい者支援事業費補助金交付要綱(以下「県要綱」という。)第4条第1項第1号アに規定する額)

(2) 配偶者(婚姻の届出をしないが、事 実上婚姻と同様の事情に有る者を含む。) の前年の所得又は第3条に規定する者の

改正案

(給付の制限)

- 第4条 重度心身障害者が次の各号のいずれ かに該当する場合は前条に規定する給付を しない。
 - (1) 前年の所得(前年の所得が未確定の場合は、前々年の所得とする。以下同じ。)がその者の所得税法(昭和40年法律第33号)に規定する控除対象配偶者及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)の有無及び数に応じて国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第32条第11項の規定によりなおその効力を有するものとされた国民年金法施行令等の一部を改正する等の政令(昭和61年政令第53号)第1条の規定による改正前の国民年金法施行令(昭和34年政令第184号。以下「旧政令」という。)第6条の4第1項に定める額を越えるとき。
 - (2) 配偶者(婚姻の届出をしないが、事 実上婚姻と同様の事情に有る者を含む。) の前年の所得又は第3条に規定する者の

民法(明治29年法律第89号)第877 条第1項に定める扶養義務者で主として 第3条に規定する者の生計を維持する者 の前年の所得が、その者の扶養親族等の有 無及び数に応じて別表4(県要綱第4条第 1項第1号イに規定する額)に定める額以 上であるとき。

 $(3) \sim (5)$ (略)

民法 (明治29年法律第89号) 第877 条第1項に定める扶養義務者で主として 第3条に規定する者の生計を維持する者 の前年の所得が、その者の扶養親族等の有 無及び数に応じて<u>旧政令第5条の4第2</u> 項 に定める額以

上であるとき。

 $(3) \sim (5)$ (略)

別表3(第4条関係)

扶養親族等	<u>金額</u>
<u>の数</u>	
0人	<u>1,595,000円</u>
1人以上	1,595,000円に扶養親族等1人につ
	き380,000円を加算した額 (当該扶
	養親族等が所得税法(昭和40年法
	律第33号)に規定する老人控除対
	象配偶者又は老人扶養親族である
	ときは、当該老人控除対象配偶者
	又は老人扶養親族1人につき480,0
	00円とし、当該扶養親族等が同法
	に規定する特定扶養親族であると
	きは、当該特定扶養親族1人につき
	630,000円とする。)

別表4 (第4条関係)

扶養親族等	<u>金額</u>
<u>の数</u>	
0人	6,287,000円
1人	<u>6,536,000円</u>
2人以上	6,536,000円に扶養親族のうち1人
	を除いた扶養親族等1人につき21
	3,000円を加算した額(当該扶養親
	族等が所得税法 (昭和40年法律第3
	3号)に規定する老人扶養親族があ
	るときは、その額に当該老人扶養
	親族1人につき(当該老人扶養親族
	のほかに扶養親族等がないとき

(削除)

(削除)

現行	改正案
は、当該老人扶養親族のうち1人を	
除いた老人扶養親族1人につき)6	
0,000円を加算する。)	

附則

この条例は、令和5年7月1日から施行する。

提案理由

重度心身障害者医療費の給付制限に係る重度心身障害者及び配偶者又は扶養義務者の所得限度額に、改正前の国民年金法施行令に規定される額を適用するための改正を行うため。

議案第40号

令和5年度石川町一般会計補正予算(第3号)

上記の議案を別冊のとおり提出する。

令和5年 6月 1日提出

石川町長 塩 田 金 次 郎